

犯罪にあっても一人で悩むことはありません。  
皆さんは、様々な支援を受けることができます。  
どうぞお気軽にご相談ください。

藤枝市は、皆さんが平穏な日常を取り戻すお手伝いをします。

# 犯罪被害をうけた方、 そのご家族の方へ

この冊子は、藤枝市が犯罪被害者やそのご家族に対して行っている支援を紹介したものです。  
気になる支援がございましたらお気軽にお問い合わせください。

どこに相談してよいかわからないとき… どうすればよいかわからないときは…  
**犯罪被害者等支援総合窓口**にお気軽にご相談ください。

**犯罪被害者等支援総合窓口** 受付時間 月～金(土日・祝日・年末年始除く)8:30～17:15

▶ 交通安全・地域安全課 藤枝市岡出山1丁目11-1 藤枝市役所東館4階  
☎054-631-5553 メール:kotsuanzen@city.fujieda.shizuoka.jp

## ● 藤枝市役所以外の相談先

- ▶ 認定NPO法人 静岡犯罪被害者支援センター(静岡市葵区両替町1-4-15 芙蓉ビル4階)  
受付:月～金(休祝日は除く)10:00～16:00  
☎054-651-1011
- ▶ 静岡県性暴力被害者支援センター SORA(そら)  
☎054-255-8710(24時間365日対応)

藤枝市 交通安全・地域安全課(犯罪被害者等支援総合窓口)

☎054-631-5553

藤枝市岡出山1丁目11-1 藤枝市役所東館4階

犯罪被害でご家族が亡くなられたとき、  
犯罪被害を受けて全治一か月以上の負傷をされたときは…

## ▶見舞金を受け取ることができます。

葬儀費用や医療費などによる生活の負担を軽減します。



### 見舞金額

●亡くなられた場合…30万円

●全治1か月以上の負傷の場合…5万円(ご本人に対してのみ支給)

見舞金を受け取るためには、申請手続きが必要です。なお、見舞金の対象外となる犯罪被害もあります。

### お問い合わせ

交通安全・地域安全課(藤枝市岡出山1丁目11-1 藤枝市役所東館4階)

☎054-631-5553 ✉ kotsuanzen@city.fujieda.shizuoka.jp

犯罪被害により自宅に住めなくなってしまったときは…

## ▶市営住宅への入居支援や 物品を借りることができます。

住居や生活に必要な物品の貸与で日常生活をサポートします。

支援を受けるには、一定の条件を満たしていることや  
お手続きが必要です。次の各部署にお問い合わせ下さい。

物品は、冷蔵庫・洗濯機・電子レンジ・テレビなどがあります。



### 市営住宅入居支援に関すること

建築住宅課(藤枝市岡出山1丁目11-1 藤枝市役所東館2階)

☎054-643-3481

### 物品貸与に関すること

交通安全・地域安全課(藤枝市岡出山1丁目11-1 藤枝市役所東館4階)

☎054-631-5553 ✉ kotsuanzen@city.fujieda.shizuoka.jp

## その他の支援のご紹介

藤枝市から受けることができる犯罪被害者等支援の代表的な  
ものをご紹介します。

支援を受けるには、一定の条件を満たさなければならない  
ものや書類の記入など手続きを必要とするものがあります。

各支援に関してご不明な点がありましたら、担当部署に直接  
お問い合わせいただくか、交通安全・地域安全課(犯罪被害者等支援  
総合窓口)にご相談していただければ可能な範囲で職員が確認します。



## 犯罪行為による負傷の治療に多額の費用がかかったときは…

制度	担当部署	電話番号
1 税金(市民税)の控除が受けられる場合があります(医療費控除)	課税課	054-643-3187
2 届出により健康保険を使い治療を受けることができます(第三者による傷病届出制度)	国保年金課	054-643-3349
3 医療費の自己負担が一定額以上の場合、超えた金額の払い戻しを受けられます(高額療養費制度)	※国保以外の方は保険証の加入先へ お問い合わせください	
4 ひとり親等と20歳未満の児童に対する医療費の助成が受けられる場合があります(ひとり親家庭等医療費助成)	子ども家庭課	054-643-3241

## 家庭内暴力や虐待の相談をしたいとき…

相談内容	担当部署	電話番号
1 配偶者等からの暴力に関する相談	子ども家庭課	054-643-7227
2 子どもの虐待に関する相談	子ども家庭課	054-643-7227
3 障害者の虐待に関する相談	自立支援課	054-643-3149
4 高齢者の虐待に関する相談	地域包括ケア 推進課	054-643-3225